

治外法権撤廃と王正廷

高 文 勝

日本福祉大学 経済学部

Abolition of Extraterritoriality in China and Wang Cheng-T'ing

Wensheng Gao

Faculty of Economics , Nihon Fukushi University

Abstract: This paper aimed to demonstrate Wang Cheng-T'ing's diplomatic attitude towards abolition of extraterritoriality. As a result, I indicated that he called for abolition of extraterritoriality in principle, and left the way open for settlement of the question on the basis of gradualism, that the extraterritoriality in China was not only a judicial and political problem but also an economic problem to Wang Cheng-T'ing.

Though Wang Cheng-T'ing, who considered speedy abolition of extraterritoriality, he might not claim an immediate and total abolition of extraterritoriality. His tactics was a gradual and progressive abolition of extraterritoriality. So we could characterized Wang Cheng-T'ing's diplomacy as gradualism.

Keywords: 国民政府 (the Nationalist Government), 治外法権撤廃 (Abolition of Extraterritoriality)

王正廷 (Wang Cheng-T'ing) 蒋介石 (Chiang Kai-Shek)

1. はじめに

治外法権撤廃は関税自主権の回復とともに、1920年代の中国不平等条約撤廃運動の中心目標であった。この問題については、すでにいくつかの先行研究が存在する¹⁾。だが、既存の研究は日本と英米の史料を利用し、治外法権撤廃に関する外交交渉や日英米の対応に焦点に合わせる傾向にあり、いずれも中国側の史料に依拠して、中国側の対応を主たる分析の対象としていない。また、既存の研究では、中国側とりわけ治外法権撤廃運動を積極的に推進した国民政府外交部長王正廷は終始強硬な外交姿勢をもって治外法権の即時・無条件撤廃を図ろうとしたとしている。しかし、治外法権撤廃交渉における王正廷の外交姿勢を詳細に検討すると、王正廷は中国国民党・国民政府内諸勢力の対立状況の中にありながら、かなり柔軟な姿勢をもって治外法権撤廃交渉に臨んでいたこと

がわかる。

そこで、本稿は、既存の研究成果をふまえ、上記のような問題点を念頭におきながら、主に中国側の史料を使って、治外法権撤廃問題について、中国側がいかなる外交態度をもって対処しようとしたかという問題に焦点をあて、外交部長王正廷を中心に、それに加えて国民政府の最高実力者蒋介石をも対象にして、これに関する外交交渉過程を辿りながら、中国側の基本外交姿勢を解明する。

2. 治外法権撤廃問題と王正廷の対応

2.1 治外法権撤廃の条件

中国の治外法権撤廃運動は1902年の英清通商航海条約改正交渉に遡る。そこで、清国政府は1902年の英清通商条約第12条に初めて治外法権撤廃の要求を提出した。そ

の後1903年の清米条約第15条及び同年日清追加通商航海条約第11条にも同様の規定がある²⁾。これらの条約において列国は、原則的に中国の治外法権撤廃に同意する一方で、中国の法律、その実施の状況等が列国を満足させることを撤廃の条件とした。これは列国が条件付きでありながら、治外法権撤廃を初めて認めたものである。しかし、中国の国内体制の整備が十分であるか否かの判断は、列国の恣意的判断に委ねられていたのである³⁾。

その後、1919年のパリ講和会議において、中国代表は不平等条約撤廃を要求し、その一環として1924年において治外法権撤廃を要求した。その撤廃以前に次のことを中国代表は約束した。それは、①刑法、民法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の公布、②外国人居留民のいる重要な県における新式法廷の設置、というものであった⁴⁾。しかし、中国の要求は会議の範囲外として無視された。

続いて1921年に招集されたワシントン会議において、中国代表は、再び治外法権を撤廃することを要求し、中国における各国の治外法権撤廃に関する建議案を正式に提出した。中国側の要求に対して、列国の対応は極めて消極的であった。会議は治外法権を漸進的に撤廃するための条件を議論するに止まった。すなわち、会議は、関係国が本会議終了後3ヶ月以内に治外法権委員会を組織し、中国での領事裁判制度の実施状況、中国の法律・司法制度・運用手続を調査し、その結果、問題点の改善策を関係国政府に報告し、中国政府による立法及び司法の改正に付すことを決定したのである⁵⁾。

上記の決議案に基づき、1925年12月に招集された治外法権委員会は翌年9月、「治外法権実施の現状」、「中国の法律並びに司法及び監獄制度」、「中国における司法運用手続」、「勸告」の4編からなる報告書を作成した⁶⁾。この報告書では、中国の法律や司法制度の種々の不備が指摘され、その完備及び中国の内地開放を治外法権漸進的撤廃の条件とした。事実上、法権委員会は中国の要求した速やかな治外法権撤廃を否認したのである。

この間に、1925年の5・30事件をきっかけに中国ナショナリズムが高揚し、不平等条約撤廃、法権回収は、ナショナリズムの対外的基本要請となっていった。1925年7月広州で成立した国民政府は度々不平等条約撤廃宣言を発表し、治外法権撤廃を要求した。北京政府も1925年6月24日、不平等条約改正要求に関する公文を北京外交団に送付した。法権会議終了後、北京政府は二国間交渉

により現行通商条約を改正することを以て、治外法権を含む不平等条約改正方針に踏切った。1926年4月以後、北京政府は条約改訂期限の到来を利用してフランス、ベルギー、日本とスペインの諸国に対し、満期となった通商航海条約の改正を申入れた。

一方、列国側、特に中国反帝国主義運動の標的となったイギリスは、中国ナショナリズムに柔軟な対応を示し始めた。1926年12月18日、在北京英国代理公使オマリーは外交団会議において対中国新政策を発表し、中国人が自らの手で新政府を樹立した際に条約改正、その他あらゆる問題について交渉する用意があると宣言した。いわゆる「クリスマス・メッセージ」である⁷⁾。一方、アメリカはケロッグ国務長官の同年1月27日の声明中に、治外法権問題を含む条約改正について、中国政府、または人民を代表できる代表団との間で他国と共同または単独に交渉する用意があると宣言した⁸⁾。

つまり、列国は中国における治外法権の漸進的撤廃に同意するが、中国国内の法整備、中国の内地開放（中国内地を外国人に開放して、中国における外国人の居住・旅行・営業の自由と土地商租権を認めること）、および国内政治の安定（内乱の平定、統一政府の成立）をその条件としたのであった。

2.2 治外法権撤廃に対する王正廷の対応

では、列国による条件付きの治外法権撤廃に対して国民政府はどのように対処しようとしたか。周知の通り、治外法権を含むすべての不平等条約を速やかに撤廃することは中国ナショナリズムの基本要請であり、国民党・国民政府の基本政策でもあった。そして、1928年6月、国民革命軍による北伐の完遂に伴い、不平等条約撤廃の要求は一層強くなっていった。例えば、同年7月31日、国民党浙江省党部の何応欽（国民革命軍総参謀長）らは「革命外交」を断行する建議書を提出し、不平等条約撤廃について、革命の方法と手段を以て断行すべきであり、期限満了の不平等条約を無効にするのは当然であり、期限未了のすべての不平等条約に対しても、外交手続によるのではなく、革命精神を以て一律に無効にすると宣告すべきだと要求した⁹⁾。また同年8月2日、国民政府主席譚延闓・国民政府常務委員蔡元培が「外交問題に関する提案」（「關於外交問題的提案」）を提出し、関税自主権の回収、領事裁判権の撤廃、租界・租借地の回収についての具体案を示した。領事裁判権の撤廃に関して、譚・蔡は次のように述べている。

「領事裁判権の撤廃に対しても断固たる政策を取るべきであり、法権調査の国際会議の如きは絶対にこの問題を解決できない。故に法権回収交渉を行うには、もし列強が相変わらず国際会議の招集を持ち出して言い逃れをしようとするならば、中国は毅然としてこれを拒否すべきである。領事裁判権撤廃の方案に関して、中国はトルコのような方法を取るべきであり、エジプトやタイのような混同裁判の方式に応じるべきではない。混同裁判は、その性質から見れば、領事裁判権を長期に存続させる制度に陥りやすいばかりか、外国法官の僭越を起ししやすいのである。故に、法権の回収には、最短期間を決め、磐石の準備を整えるべきである。各国と領事裁判権撤廃の交渉を行う際、不確実な条件（例えば、司法改訂の如き）を付すべきではない。これは解釈に融通性を与え、各国に隙を与えることになる。……わが国現下の問題は、我々が廃約を提出する勇氣があるかどうかにある。廃約の主張を貫徹するために、国民政府が現在取るべき正当かつ有効な方法は即時列強に対して個別に廃約交渉を開始し、一定期間内（現在より半年以内）に平等互惠の原則に基づき新条約を締結することである。」¹⁰⁾

ここで譚・蔡は、治外法権撤廃に関しては、司法改訂のような条件付きの撤廃に反対し、即時無条件撤廃を要求すること、その方法としては、国際会議によるのではなく、各国との個別交渉によること、を示している。

このような過激な主張に対しては、国民政府内部に異議がないわけではなかった。不平等条約撤廃に関して、1928年10月国民政府主席に就任した蒋介石は、不平等条約撤廃の目的を達成できていないのは、「我々の力、地位及び国内の状況が具備されていなかったからである」として、次のように述べている。

「不平等条約を撤廃するには、我々は国内で結束して努力しなければならない。それは少なくとも3年かかると思うが、対応が不十分ならば、5年か10年かかるかもしれない。一言の空言、または一片の声明により不平等条約の即時撤廃を実現できることは絶対ない。我々はこのよう

な道理を理解しなければならない。すなわち、我々は5年、10年をかけても努力をしなければ、たとえ不平等条約が撤廃されたとしても、我々はまだ不平等な地位に甘んじなければならない恐れがある、というのである。」¹¹⁾

不平等条約撤廃は空言や声明によって達成できることではなく、国の実力を後ろ盾とするものである。中国の国力がまだ充実していないため、不平等条約の即時撤廃は不可能なことである。したがって、現下の任務は、まず国民党による国内体制の確立を第一とし、国内の統一や建設に努め、不平等条約撤廃はこのような国力を背景に徐々に推進していくべきである。そう蒋介石は考えていたのである。また、不平等条約撤廃は3年後に期されているが、ここで蒋介石は実質的な撤廃が5年、10年後と想定していた。

また、外交部長王正廷も蒋介石と同じように、外交は国の実力を後ろ盾とすると考え、不平等条約撤廃が国内条件の整備に従って、漸進的に行うべきと主張した。王正廷は「外交を決せんと欲せば、先づ内治を求めよ」¹²⁾と考え、次のように述べている。

「内乱を速やかに平定し、共に外侮に拮抗するのは、国の前途が頼っているところである。」¹³⁾

「凡そ事の成敗利鈍は皆その環境と密接な関係を持つのである。外交の勝利を求めようとすれば、まず内政を整理するのは肝心である。『物腐りて虫生ず』との古来の名訓があり、これは至言と言うべきである。」¹⁴⁾

すなわち、内紛の停止、国家の統一及び国力の建設は、不平等条約撤廃を実現するための前提条件だ、というのである。このような国内問題の解決を優先する方針は1929年3月に開かれた国民党三全大会で正式に確認された¹⁵⁾。

では、治外法権撤廃について、王正廷はどう考えたのであろうか。王正廷は不平等条約の内容を、関税自主権の欠如、領事裁判権、外国軍隊・軍艦の中国内における駐留、租界・租借地、外国人の内河航行権・沿岸貿易権など、五つに分けて、その中の困難な問題を後回しにして、解決可能な問題から不平等条約撤廃を段階的・漸進

的に図ろうとした。こうした王正廷の外交構想は「順序ある外交」であるといえよう。治外法権撤廃は王正廷の外交プランにおいて関税自主権の回復に次いで、不平等条約撤廃の第二段階に位置するものであった¹⁶⁾。

1928年7月7日、王正廷が発表した不平等条約撤廃宣言と「臨時弁法」では、条約期限満了を以って、しかも新条約未締結国の居留民は中国法律の支配と中国法院の管轄を受けて、その治外法権は認めない、と規定している。だが、それは不平等条約撤廃に関する原則の表明であり、実際に治外法権を即時撤廃することを王正廷は考えていなかった、というのは、不平等条約撤廃について、王正廷が関税自主権の回復を当面最も重大な課題としていたからである¹⁷⁾。

1928年末に至って、日本を除いて北京関税会議参加各国は、国民政府との間で友好通商条約または関税条約を締結し、中国の関税自主権を認めた。関税自主権問題が一段落し、王正廷の「順序ある外交」プランにより、次に解決すべき課題として治外法権撤廃問題が提出されることになった。この問題につき、1928年中にベルギー、イタリア、デンマーク、ポルトガル、スペイン5か国は、すでに中国との間で諒解に至ったのである。

前述したように、列国側は中国国内の法整備を治外法権の漸進的撤廃の条件としたのである。これに対し王正廷は、中国が法権の回収を要求すると同時に、司法を改善する義務を負わなければならない¹⁸⁾と考え、次のように述べている。

「領事裁判制度を設置したる理由は査するに当時中国と外国との法律が余りに差異甚しく、中国司法制度まだ完備の域に達してゐなかつたのに起因する。……各国が正式に領事裁判権を放棄するを認容したのは既に如斯明白である。故に第一に解決すべき問題は即ち現在中国の法律状況、審検の方法が既に完全適当であるか否かに係る。締約各国をして皆満足を感じしむれば領事裁判権の放棄を実行せしめる事も出来るのである。」¹⁹⁾

ここで王正廷は、治外法権の設置は中国と外国の法律の違いによるものとして、中国の法律・司法制度及び運用手続などが列国を十分満足させるならば、治外法権の撤廃は可能だと考えていた。したがって、中国が治外法

権撤廃を求めようとしたら、まず治外法権存在の理由を無くして、中国の法律・司法制度・司法手続を改善しなければならない、というのが王正廷の考えであり、これについて、王正廷は次のように述べている。

「領事裁判権は撤廃しなければならない、と我々は断固として主張する。だが、商法、民法がまだ公布されていないこと、辺鄙な地方において県知事〔地方行政長官〕が裁判官を兼任することというようなわれわれ自身の状況を、われわれは考慮しなければならない、というのはそれらが皆外人に口実を与えやすいものだからである。」²⁰⁾

「領事裁判権撤廃の実現は来年〔1930年〕元旦までに期されているが、目下最も困ったことは、わが国の商法、民法がまだ公布されていないため、外国人に疑われているということである。したがって、立法院、司法院が18年〔1929年〕内に法令を公布し、それによって、外交上の困難を少なくなるよう希望する。というのは、法律が法治国家の土台であり、すべての国民は一致してそれを尊重しなければならないし、それこそ司法独立の精神が貫徹されるからである。国内政治が公明になってから、国民は再び一致して発奮し、外交での大いなる恥辱を雪ぐ。」²¹⁾

わが国は裁判所を普及し、裁判官の任用と法権の行使での不正を取り除くべきである。一般国民も法治精神を抱いて守法奉公の義務をなすべきである。外国人に関する訴訟はもとより、わが国民間の訴訟においても、必ず法治の精神を尊重すべきである。かつ首都、大都市及び通商の要港においてのみならず、辺鄙な地においても、他の勢力が司法に干渉することが取り除かれねばならない。かくすれば、外国人が感情的に持っている我が国への法体制への偏見も払拭されるであろう。」²²⁾

つまり、王正廷にとって、中国の法体制を改善してそれを完備させるのは、単に法律・法令の公布、裁判所の

普及および司法制度の改善という意味だけではなく、一般国民も法治精神を理解してそれを尊重しなければならないという意味をも同時に内包している、というのである。そして、それは単に治外法権撤廃のためではなく、中国を法治国家にする必要な条件と考えられた。したがって、治外法権撤廃を急いで要求するより、むしろ法律制度・法律精神の確立こそ優先すべきというのが、王正廷の考えであったと言えよう。

3. 漸進撤廃方針の確立

1929年に入って、王正廷は治外法権撤廃に取り掛かり、それを外交部の最も重要な課題とし、1930年1月1日までに治外法権撤廃を達成することをしばしば明言した²³⁾。例えば、1929年7月1日、王正廷は「外交部記念週」において外交演説を行い、「外交を行うに、最も注意すべきは対外には案件事項に集中し、国内では国民に意識を集中させるにある。……故に外交部はただ領事裁判権撤廃だけを本年度の仕事とする」と強調した²⁴⁾。

では、なぜ王正廷が治外法権撤廃を1930年1月1日までに期するのか。これは、上記5か国との通商友好条約中の治外法権撤廃に関する規定にかかわっているからである。すなわち、5か国は1930年1月1日よりの治外法権撤廃に同意したが、それは同日までに5か国が中国との間に治外法権撤廃に関する細目協定の成立を条件としていたからである。1930年1月1日までに治外法権撤廃に関する細目協定が成立しない場合には、ベルギーは「現在領事裁判権を有する半数以上の国がその特権の放棄を承認した時より」、またイタリア、デンマーク、ポルトガル、スペイン各国は「中国とワシントン会議の調印国が領事裁判権撤廃を議定した後」、治外法権を撤廃する、としている²⁵⁾。一方、中国政府は1930年1月1日までに民法・商法を公布すると約束している。しかし、1929年に、このような協定が成立できるかどうか、また国民政府による民法、商法の公布ができるかどうかは全く未知のことであった。したがって、1930年1月1日より上記5か国による治外法権撤廃を実現できるように、この日が来る前に、中国は関係各国に対して、治外法権撤廃に関する交渉を行い、その結着をつげなければならない、というのである。

1929年4月27日、王正廷は条約未満期国である英、米、仏、オランダ、ノルウェー、ブラジルの6か国に治外法権撤廃を求める同文通牒を發した²⁶⁾。ここで王正廷は中

国における治外法権を有する列国を条約満期国と条約未満期国に分けており、条約満期国に対しては条約失効により治外法権の撤廃は自明の理であると考え、条約未満期国のみならず治外法権撤廃交渉を開始するよう要求し、列国を分断してお互いを牽制させることを図ろうとした。

王正廷による列国分離策と治外法権撤廃の要求に対して、列国は協調して対処しようとした。各国は、中国の法律、司法制度、監獄制度が完備していないとして、治外法権撤廃は時期尚早であるとの意見に一致した。8月10日、英、米、仏、オランダ、ノルウェー、ブラジルはそれぞれ中国に回答した。各国の回答文はそれぞれ別個のものであったが、その内容は同様に、①中国の現状においては、治外法権撤廃は時期尚早である、②中国が司法制度を改善し、在中国外国人居留民の司法権をも安心して委ね得る状態になることを条件に、治外法権の地域別撤廃または商法・民法法規別撤廃についての漸進的撤廃ならば、交渉に応じる用意がある、とするものであった²⁷⁾。各国は中国の治外法権撤廃に関する交渉開始の要求を拒否した。

もちろん、王正廷はこのような回答に不満であった。列国の強硬な態度を緩和するために、王正廷は直ちに列国の再考を促す第二次通牒案を發することを決し、その案文の起草に着手した。一方、列国の回答文を公表すべしとの世論の要求に対し、王正廷は、「従来、このような照会文を公表しない」として、列国の回答文の公表を拒否した²⁸⁾。実際、王正廷が列国の回答文を公表しなかった理由は、回答文の公表により、①国民政府の面目が丸潰れとなること、②列国の態度に憤慨した国民が列国に反抗的態度を示すならば、ますます列国の同情を失うこと、を恐れていたからであった²⁹⁾。しかし、後にアメリカの回答文はハルピン、青島の英字紙によって發表され、王正廷も各国の回答文を公表せざるを得なくなった。

王正廷は9月5日アメリカに、6日イギリスに、7日フランスに、12日ノルウェーに、17日オランダに対し、4月の通牒と同趣旨の通牒を發した。その中で、王正廷は、「中国政府は中国における治外法権が両国政府の満足の下に撤廃されるべき協定を締結するために、中国政府の代表者と直ちに協議を開始することを要求する」と述べ、治外法権撤廃に関する交渉を開始するよう各国に求めた³⁰⁾。

列国に遷延の口実を与えないよう、王正廷は国民が団結して国内政局の安定を図るべきだと国民に呼びかける

と同時に、中国の時局に関する宣言を発表し、国民政府の政策を列国に説明し、列国の理解を求めようとした³¹⁾。

しかし、列国の反応は極めて冷淡であった。その理由として、1929年9月から繰り返し生じた蒋介石と反蒋介石勢力の内戦と、同年7月11日張学良による中東鉄道の回収をきっかけに勃発した中ソ紛争が考えられる。そこで、列国は、中国政情と中ソ紛争を静観しながら、協調体制を整えて中国の要求に対処しようとした。各国の回答文は遂に11月にそれぞれ中国側に提出された。当時、蒋介石の中央軍と反蒋介石勢力との、また張学良の東北軍とソ連との激戦の最中であった。アメリカは中国の法典の完備と法制の完成を、英、仏、オランダの三国は各々別個に中国の内乱の平定を条件に、交渉を開始する用意があるとそれぞれ回答した³²⁾。つまり、列国は中国国内の政情不安を口実に、極めて婉曲に治外法権撤廃交渉を拒否したのである。

各国の第二次回答文を受け取った外交部は、1930年1月1日よりの治外法権撤廃の方針を変更しないと宣言しながら、交渉方式を各国との個別交渉に変更し、列国の協調体制を崩そうとした。外交部は各国に対して、代表を派遣して治外法権撤廃に関する個別交渉を開始するよう要求する一方で、駐英公使施肇基、駐米公使伍朝枢に打電し、英米政府との交渉を開始するよう訓令した³³⁾。11月15日、外交部次長張我華は記者に対し、「領事裁判権撤廃に関して、外交部は新たな方案を立てて協議している。我々の唯一原則は、単独に各国との個別交渉を行うということである。英米との交渉は既に進行中である」と語り、個別交渉による列国分断政策と治外法権撤廃に関する新しい提案を示唆した³⁴⁾。

外交部の新方案は、各国とりわけ英米との個別交渉により、1929年内に治外法権撤廃問題に関する解決の糸口を見つけ出すことであった。

「領事裁判権問題に関して、当局の意図は年内に関係各国との個別交渉を開始し、少なくとも年内に問題解決の糸口を見つけ出すことができると期待している。目下の情勢に照らして、これしかできない。」³⁵⁾

1929年11月25日、外交部は次のような電報を駐英公使施肇基、駐米公使伍朝枢に打った。

「生存の必要に基づき、中国政府は既に来年元旦を以て領事裁判権撤廃を実行することに決した。未満期条約は効力を有するが、各国が公正な立場に立ち、中国政府の主張に同意し、以てお互いの人民の溝をなくすように中国政府は期待する。この方針を中国政府は必ず予定の期日どおり実行する。元旦までに、各国政府が代表を派遣して中国政府と協議することによって、適当な解決方法を見つけるように切望する。」³⁶⁾

すなわち、治外法権撤廃は国民政府の既定方針であり、それを変更することはできないが、国民政府は関係各国との交渉により、問題を適切に解決することを望んでいる、というのである。

同日、駐英公使施肇基は次のような中国側方案をイギリス側に示した。それは、①中国は1930年1月1日より治外法権を撤廃する、②中国政府はハルビン、天津、上海、漢口、広州の五つの都市に特別法廷を設ける、③特別法廷に外国人法律顧問を置くが、その法律顧問は裁判に干渉する権利を有しない、④外国人間の民事訴訟を外国人の裁判所は審理できるが、もし中国の法律と慣例に一致すれば、中国側はその判決を執行する、というものであった³⁷⁾。12月17日、駐米公使伍朝枢も同趣旨の方案をアメリカ側に示しており、1930年1月1日よりの5年間に治外法権撤廃の暫定措置期とした³⁸⁾。

後述するが、かかる間に、対ソ紛争処理の不手際により、王正廷等の外交部は、世論や国民政府内部からの厳しい批判を受けた。イギリスは、苦しい立場に追い込まれた王正廷が治外法権を一方的に撤廃することを恐れ、そのような事態を阻止するため、単独で中国との具体的な交渉を開始することを決した。1929年12月20日、イギリス外相ヘンダーソン (Arthur Henderson) は次のような覚書を駐英中国公使施肇基に交付した。

それは、①イギリス政府は、国民政府による1930年1月1日からの治外法権撤廃を承認できないが、同日より漸進的撤廃の道程に入ることを承認する、②中国の政情が安定すれば、イギリスは本問題の具体的な協議に応じる用意がある、③上記の趣旨による撤廃声明には異議を唱えない、というものであった³⁹⁾。

ここでヘンダーソンは、治外法権撤廃に関するイギリスの従来の立場（原則的には賛成するが、即時撤廃に反

対し、漸進的に行うならば交渉する用意がある)を堅持する一方で、中国政府の立場も考え、その面目を立てるため、1930年1月1日より漸進的撤廃のための協議を開始することに同意した。イギリスの意図は、交渉の扉を開いておくことによって、瀬戸際外交に立たされた中国に、治外法権を一方的に撤廃させないようにする点にあった。

イギリス側からボールを受け取った王正廷は、イギリスの覚書を手がかりとして漸進的撤廃方針を固めていく。12月23日朝、王正廷は記者に対して、次のように語った。

「領事裁判権撤廃については、外交部として、年末に実行する予定であり、その日が近づいている。既に英米各国の諒解を得たため、その時になると、外交部は直ちに最善の方法を宣布する。だが、今はその時ではない。つまり、領事裁判権の撤廃には、既に相当な成功を取めた。これは外交部の一年来努力した結果である。」

40)

12月28日、国民政府は治外法権撤廃の宣言書を発表し、1930年1月1日より、およそ中国に居住し、現に領事裁判権を有する外国人民は、一律に中国中央政府の頒布した法令・規則を遵守すべきだと声明した⁴¹⁾。しかし、王正廷はこのような命令により治外法権撤廃を実現できると考えていなかった。12月30日の外交部宣言において王正廷は、12月28日の命令は治外法権撤廃の一つの段階であり、治外法権撤廃の具体方法について、国民政府は関係国と協議していくつもりだと強調し、次のように述べた。

「領事裁判権は実に尋常の外交問題に比べるものではなく、中国人民にとって深刻なものである。中国政府は同時にこれを最重要な内政問題とし、茲に民国19年を最重要な時期とし、元旦より領事裁判権を撤廃し、中国の主権を回復することを声明せざるを得ない。故に行政院及び司法院に命じて弁法を設け、施行にならしむ。中国政府は、各関係国が既に同情を表し、確実に声明したことに鑑み、上記の根本原則に対して、各関係国と中国との間に異議なきを信じている。もしも政府が準備しつつある弁法に対し

て異議があれば、中国政府は相当期間に当該各国と一緒に審議しようと欲する。したがって、12月28日の国民政府の命令は、実に一種の段階に過ぎず、つねに発生しやすい誤解の原因を除き、内外人民の親善関係を増進しようとするものである。」⁴²⁾

既存研究では、12月28日の国民政府の命令と同30日の王正廷の宣言は、主に国内に対して、国民政府の反帝国主義の対外姿勢を示すものと評されている⁴³⁾。確かに王正廷が述べているように、国民政府にとって、治外法権撤廃問題は単に一般の外交問題ではなく、実に最重要な内政問題である。故に国民政府は1930年1月1日からの治外法権撤廃を宣言せざるを得なかった。しかし、より重要なのは国民政府が1930年1月1日を以て治外法権の即時撤廃を要求せず、この日から治外法権の撤廃期に入るべきという漸進的撤廃方針の確立を目的としていた点にあると言えよう。要するに、12月28日の国民政府の命令は治外法権撤廃の一つの段階に過ぎず、治外法権の撤廃をいつから、どのように実行していくかについては、中国政府と関係国政府との協議による、というのである。

同年12月31日、王正廷は国民党機関紙『中央日報』に「撤廃領事裁判権之過去及未来」⁴⁴⁾と題する一文を発表し、国民政府の治外法権撤廃に関する政策と方針を説明した。そのなかで、王正廷は日本とトルコの例に照らして、治外法権が完全に撤廃されるには少なくとも5年間かかること、また、いくつかの都市に特別法廷を設置し、その特別法廷に外国人法律顧問を置く必要がある、と示した。

4. 国民会議の招集と治外法権撤廃

1930年に入って治外法権撤廃についての英中交渉は南京で、米中交渉はワシントンで継続された。しかし交渉は進展のないまま行き詰まった。その原因の一つは中国の内乱であった。1930年5月に勃発した中原大戦は治外法権撤廃交渉を遅延させた。しかしより重要なのは、治外法権撤廃に関しては中国の要求と英米の条件との間の隔たりがあまりにも大きかったことである。治外法権撤廃に関して、英米は次のようなきわめて厳しい条件を国民政府に突きつけた。それは、①中国の法権を民事訴訟と軽微の刑事訴訟のみに適用し、5年後刑事訴訟に適用するための協議を行う、②租界及び上海、広州、漢口、天津周辺の治外法権は撤廃しない、③12の大都市に外国

人を裁判する特別法廷を設け、その特別法廷に外国人法律顧問を置き、法律顧問は外国人被告の訴訟事件の際、判事として列席する、④裁判が公平ではないと認められた時には他の裁判所への移送の権利を外国側が有する、⑤外国は最恵国待遇を享有する、⑥外国人の居住、商業、営業のため、中国側が内地を開放する、というものであった⁴⁵⁾。王正廷はこのような要求を基礎として交渉に入ることを拒否した。その理由は、英米の要求を中国側が受け入れれば、治外法権撤廃はほとんど有名無実になるからである。

12月1日王正廷は、ランプソン・イギリス駐中国公使に、同5日伍朝枢駐米公使はホーンベック極東部長に、次のような中国側の案を提示した。それは、①中国における英米人居留民は1930年1月1日より中国法律の管轄を受けること、②中国はハルピン、瀋陽、天津、上海、漢口、重慶、広州、昆明等に外国人を被告とする特別法廷を設け、その特別法廷に外国人法律顧問をおくこと、③法律顧問は裁判に列席して意見を陳述できるが、法官の権利を有しないこと、④特別法廷の期限は2年であるが、法律顧問はそれに限らないこと、⑤外国人は不動産取得の権利を有すること、というものであった⁴⁶⁾。

しかしその後、国民政府は治外法権撤廃交渉を急がせる傾向を見せた。例えば、12月18日外交部は、1931年2月中に治外法権撤廃に関する過度的弁法制定の協議が終わることを切望し、中国側が別的手段をとる必要はないと信ずる旨の覚書を米英仏、オランダ、ノルウェー、ブラジル6か国に交付した⁴⁷⁾。また、1931年1月6日の国民政府会議は1931年度の外交目標として、①外国駐屯軍の完全撤退、②治外法権撤廃、③天津・漢口における未回収国の租界回収の三項を可決し、そして、5月5日の国民会議招集前にこれに関する対外宣言を発表し、胡漢民・戴天讐・王正廷・邵力子の4人を宣言起草委員に任命することに決した⁴⁸⁾。

治外法権撤廃に関する国民政府の態度が強硬になった理由は、国民会議の招集をめぐる国民政府の内部紛糾と対ソ外交による東北側の王正廷に対する不満であった。

まず国民会議の招集であるが、「国民会議の招集と不平等条約の撤廃を最短期間に実現すべし」とは孫文の遺訓であり、国民政府はそれを当面の最も重要な目標としていた。1930年11月に開かれた国民党第4次中央全体会議で、1931年5月5日を期して南京で国民会議を開催することが決定された。国民政府にとって、治外法権撤廃

は単に当面の最大の外交問題だけではなく、国内では政府の威信にかかわる内政問題でもあった。そのため、国民政府は国民会議の招集までに、本問題に関しては、何らの目鼻をつけなければならない立場にたたされることになった。

このような内政上の必要による治外法権撤廃の要求は、国民会議をめぐる国民政府内部抗争のエスカレートに伴って一層強硬になっていった。国民会議の目的をめぐる、立法院長胡漢民は、蒋介石（国民政府主席・行政院長）の意見と激突した。蒋介石は不平等条約撤廃ではなく、約法制定を国民会議の重点とした。ここで蒋介石が狙ったのは、約法を制定することによる中央集権（蒋介石独裁権）の強化であった。それに対して、胡漢民は孫文の「北上宣言」（1924年11月）と「建国大綱」に従い、国民会議の目的は中国の統一と建設をはかり、不平等条約を撤廃するにあり、このような国民党の主張に対する理解と賛助を国民に求めようとするものであると主張し、約法制定は国民大会によるべきであり、現在それを制定するのは時期尚早であるとして、約法準備を拒否した。そこで蒋介石は、強硬な手段に出て、3月1日胡漢民を逮捕して監禁した。そして5月5日、蒋介石は国民会議を強行し、訓政期約法を制定して可決した。だが、このような蒋介石の強権措置は激しい反蔣運動を呼び起こした。国民会議及び蒋介石独裁化に対する国内の反発を緩和するため、国民政府は国民の関心を内政問題より外交問題へ集中させようとした。そのため、治外法権撤廃の断行は異常なまでに高唱されることになった。

王正廷の態度が強硬になったようなもう一つの理由は王正廷が更迭されることを恐れたからであった。1929年8月以来、東北対ソ外交の処理をめぐる王正廷は張学良の不満を買っており、張学良は王正廷の外交部長解任、顧維鈞等他の人材任用を蒋介石に度々要求し、王正廷は不安を感じていた。例えば、1929年9、10月、張学良、閻錫山、馮玉祥は国民政府に対し外交部長に顧維鈞を採用すべきとの意見を出した⁴⁹⁾。また、1930年11月の国民党第4次中央全体会議において王正廷は、「国民政府所轄の各省が対外交渉（借款、商事契約、軍需品購入等を含む）をなす場合は等しく中央の許可を要す。又外交上最も複雑にして且圧迫を受くるは東北なるに付外交刷新上此の際外交部より奉天に特派員を常置し度し」とと外交権一元化を提議した。これに不満であった張学良は、蒋介石に対し、王正廷の外交方針を非難し、新しい外交人

材, 例えば顧維鈞採用を申し入れた⁵⁰⁾。張学良による解任要求を察知した王正廷は大いに発奮して治外法権の撤廃, 漢口日本租界の回収, その他のすべての交渉を3ヶ月以内に円満に処理し, もし3ヶ月後に何らの解決見込みが立たないならば辞職すると明言した⁵¹⁾。つまり, 王正廷は外交部長を解任されることを避けるために, 治外法権撤廃交渉を加速せざるを得なくなった, というのである。

国民会議の開催を控えた国民政府は, 国民会議前に治外法権撤廃を図ろうとしたが, 蒋介石としても王正廷としてもそれが実現できると考えていなかった。

前述したように, 蒋介石は訓政時期の約法を制定することに重点を置き, 国民会議の議題とすべき不平等条約撤廃をそれほど重視しなかった。というのは, 不平等条約の即時撤廃は不可能だからである。1931年4月13日, 浙江省党部の「総理記念週」において蒋介石は, 不平等条約撤廃はきわめて複雑で困難なので, 感情に走り, 過激な手段では, 決してその目的を達することはできないと述べ, 不平等条約撤廃を最短期間に達成するために, 堅い意志と柔軟かつ忍耐強い態度を以て慎重に行わなければならないと強調した⁵²⁾。しかし, いつ, どのような方法で治外法権を撤廃するかについて, 蒋介石は言及していなかった。要するに, 蒋介石にとって目下の一番重要なのは国民会議の招集であり, 治外法権撤廃はその後のことであった。

治外法権撤廃に関して, 特に注目すべきは王正廷の主張であった。王正廷からすれば, 治外法権の即時撤廃は, 当時の国際関係, または国内状況からいってほとんど不可能であった。したがって, 王正廷は治外法権の早期撤廃を図ろうとしながら, その政策の基調を中国自体の経済的發展に置くべきだと主張した。そして, 経済的發展のために中国は産業開発を図らなければならないが, しかし資金も技術もない中国としては勢い列国に資本の供給を仰がざるを得ない。1931年における国民政府の外交方針を, 王正廷は次のように述べている。

「来年の外交方針に関しては, だいたいにおいて今年のそれと同じであって, 積極・消極の二種がある。それは, 積極的には平等条約の締結, 消極的には不平等条約の撤廃をはかるということである。更に実業部と財政部が協力して中国の実業を發展させる。というのは, 今日にお

ける中国の最大問題は民生問題にほかならないからである。民生を整頓して發展させるのはまさしく国内国際の投資に頼るのが最善である。中国実業を發展せしめ, 民生問題が解決されれば, もともと中国人の高い購買力は一層高まることになる。そうすれば, 各国の失業問題はそれにより緩和される。故に, われわれは外国の投資を大いに歓迎する。政治的及び独占的投資を除いてすべての外国資本の投入を喜んで受け入れる。対外信用を確立するために, 政府は内外債務整理委員会を設置して従来の債務を整理する。ほかに, 法権・租界の回収のようなことについては, 国民政府が存続する限り, 我々は必ず努めて行おう。」⁵³⁾

すなわち, 不平等条約撤廃はもつともであるが, 現実の中国にとって最も優先的に解決すべきは「民生問題」というのであり, そのため, 国民政府は外国資本を積極的に吸収して国内の産業を發展させなければならない, というのである。「民生問題」の解決を図るには, 国民政府の対外的信用の確立と列国との協調が必要である。また, 中国経済發展による中国民衆の購買力の増進に伴い, 列国との協調や共存共栄を増進することはできると王正廷は考えた。要するに, 王正廷の外交政策を評価するには, 列国との協調による中国経済の發展, そして中国経済の發展による列国との親善の増進の重視という事実を忘れてはならない。それこそ王正廷外交の本質であろうと言えよう。

このような考えに基き, 王正廷は治外法権撤廃を要求して高唱する一方で, 列国をあまり刺激しないよう腐心した。国民政府は治外法権の撤廃を1931年の最大の外交目標としたが, それに関する交渉に列国側は積極的に応じなかった。これに当惑した王正廷は, 治外法権撤廃交渉の開始を列国に求めるしかなかった。2月9日「外交部記念週」での演説において王正廷は, 「不平等条約の撤廃は, 我々において益あり, 人に損するところはないのである。……最も痛心するところは領事裁判権がまだ撤廃されていないということである。我々は発奮してその撤廃を図らなければならない」と述べた⁵⁴⁾。さらに, 2月12日王正廷は次のような治外法権撤廃に関する宣言を発表した。

「現在領事裁判権撤廃を実行することは絶対に過激な手段とはいえない。……私は目下進行中の交渉が最短期間内に領事裁判権撤廃の期日を確定することを切望する。……その目的を達成するためには、中国が友誼的交渉以外の方法を用いることを余儀なくされないことを私は信じている。」⁵⁵⁾

すなわち、中国は、治外法権撤廃がこれ以上遷延されるのは我慢できないが、王正廷としては、列国に「友誼的交渉以外の方法」をとる意思はまったくなく、王正廷が希望するのは、国民会議前に治外法権撤廃の時期を「友誼的交渉」によって確定することだ、というのである。

こうした王正廷の姿勢は中央から厳しい非難を受けた。2月18日の中央政治委員会議は、①民事・刑事を区別せず治外法権を同時に全部撤廃する、②外国人法律顧問は法官の権利を有しない、③租界・税関区域を除外しない、という原則を議決し、最短期間に完全に中央の目的を達するよう外交部を督促した⁵⁶⁾。そして2月25日、中央外交委員会は外交部に対し、速やかに治外法権撤廃交渉の開始を要求し、妥協的外交を放棄して革命外交方針に転換するよう厳命した⁵⁷⁾。

国民党中央の強硬な姿勢は王正廷を困惑させた。苦境に立たされた王正廷は日本との妥協を図りながら、イギリスに親善政策をとることにより、事態の打開を図ろうとした。王正廷からすれば、治外法権撤廃問題について、日本またはイギリスとの間に妥協が得られることになれば、他国との交渉もやりやすくなる、という目算であった。

ここで指摘すべきは、王正廷がイギリスに大きな期待を寄せたということである。1930年12月21日、1930年の外交を総括した演説において王正廷は、「この一年間に大いに平和となり、各国はいずれもわが国に対して好意を表した。なかでもイギリスは最も好意的になった」と述べており、イギリスに高い評価を示したのである⁵⁸⁾。さらに、国民政府は1931年3月に、全国各省市当局に親英策をとるよう命令した⁵⁹⁾。

王正廷が、イギリスに好意的な態度をとった理由の一つは、胡漢民監禁事件によりアメリカの対中国態度が悪化したことである。浙江財閥を後ろ盾とする蒋介石勢力に対抗するため、胡漢民はアメリカの援助を求め対米銀

借款をはかろうとした。それに対して、アメリカも積極的な姿勢を示した。しかし、アメリカから銀借款に関する代表を中国に派遣することになったと伝えられた時、胡漢民は蒋介石に監禁された。胡漢民の失脚により銀借款が不可能となり、そして蒋介石が計画した国際連盟による金借款の可能性が確認された。ここに至って蒋介石の行動を嫌悪するアメリカは、これまでの親中国態度を一変し、公使館の南遷（北平より国民政府所在地南京への移転）反対を表明した。アメリカの態度の変化は治外法権撤廃問題の解決を急ぐ国民政府にとって大きな打撃であった。当惑した国民政府はアメリカを牽制するため、対英親善政策をとることに決したのである⁶⁰⁾。

5. 治外法権撤廃問題と日本

前述したように、1929年4月27日、王正廷は条約満期国と未満期国を区別し、条約未満期国に対して治外法権撤廃交渉の開始を申入れた。しかし日本は、条約満期国としてその交渉申入れの対象から外された。その時点では、日本との主要課題は条約効力問題をめぐっての条約改正交渉とりわけ関税問題であった。1929年4月26日、条約効力問題と、それに伴う「臨時弁法」の実施問題に関しての諒解は、王正廷外交部長と芳沢公使の間で合意がなされた⁶¹⁾。5月2日王正廷は、中国側の「中日友好通商航海条約草案」を芳沢公使に渡し、その中で関税自主権の回復、相互最恵国待遇の付与、治外法権と沿岸・内河航行権の撤廃を提起した⁶²⁾。

7月2日、浜口雄幸民政党内閣が成立し、幣原喜重郎は外相に復活した。幣原外相は対中国宥和政策への転換を図り、9月に佐分利貞男が新中国公使に任命された。浜口内閣は、微妙な満州問題には当面手を触れずにおき、まず関税問題など当面解決可能な懸案を解決して両国間の緊張緩和をはかり、そのうえで満州問題を取り上げようという方針をとった。

一方、中国側は浜口内閣による対中国政策の転換を期待し、司法院副院長張継を政府の非公式代表として日本へ送って対日接近に探りを入れた。9月5日張継は幣原と会談し、治外法権撤廃に対する日本政府、または幣原個人の意見を尋ねた。幣原は、司法制度の整備と安定的な中央権力の確立を中国側に要求する一方で、旅順・大連租借地や満鉄のような特殊権益の返還には絶対反対の意を示した。更に幣原は、日中相互不可侵条約の締結を張継に打診した⁶³⁾。不可侵条約とは日中親善関係を図る

ため、日本が中国の独立・主権を侵害しないことを約束し、その代償として中国側が、中国における日本の条約上その他の權益を尊重すると同時に、対日「ボイコット」の停止を約束すべきものである。しかし、中国に対して侵略行為に出ないというのは、絶対出兵しないことを意味するわけではなく、日本人居留民の保護のため、出兵や他の自衛措置に出ることは国際法上容認される、というのである⁶⁴⁾。中国から見れば、このような不可侵条約を締結するのは、日本にとって現状維持となり、中国にとって、日本の条約権を永久に認め、いわゆる21ヶ条の期限をも承認する結果となるばかりか、日本の侵略への抵抗権を放棄することとなる。したがって、国民政府は日中不可侵条約の締結に熱意を示さなかった。張・幣原会談は国民政府に滿蒙問題解決の困難性を改めて感じさせた⁶⁵⁾。

10月中国に着任した佐分利公使との会談で、王正廷外交部長は、「滿州問題には一切触れざるを緊要とすべく、商租権の問題は所謂二十一ヶ条に起原し、之に触れること極めて危険なり」と述べ、滿州問題には当面触れないことを強調した。条約改正問題については、王正廷は「日支両国は特殊の関係あるを以て支那としては政治問題の対償として経済問題に付日本に好意を表示せんと欲するものなるを以て法権問題に付ては是非共列国を『リード』して之が撤廃を實行せられん事を希望して熄まず」と述べ、関税問題で日本に好意を示すかわりに、日本が列国をリードして、租界以外の治外法権の撤廃を實行するよう希望した。内地開放問題については、王正廷は、外国人の居住・営業または工場・倉庫設置のための土地取得を認めるが、農地を開放の対象から除外すると主張した。さらに王正廷は、内地開放は中国と外国の関係が完全に平等となったときに初めて実行すべきものとして主張し、「日本に付て言へば、租界の他租借地等を還付せられたる後に至り始めて相互対等の関係となり、内地開放が可能となる」と内地開放の条件を示した⁶⁶⁾。

だが、後に、佐分利の変死や小幡公使任命に対するアグレマン拒否により、両国関係は一時緊張状態となり、条約改正交渉は開始されなかった。

そこで、1930年1月、在上海総領事の重光が代理公使に起用され、関税交渉が軌道に乗った。そして日中関税協定が交渉の末、遂に1930年3月12日に仮調印され、治外法権撤廃問題が次に解決すべき課題として提起されることとなった。3月17日王正廷は重光に対し、関税問題

が解決され次第、速やかに治外法権撤廃問題の交渉を開始するよう申入れた。これに対し重光は、原則として異議はないが、漫然と着手するよりも十分な準備を以て臨みたいと表明し、治外法権撤廃交渉の即時開始を拒否した⁶⁷⁾。同26日、王正廷は治外法権撤廃に関する中国側の草案を重光に手付し、治外法権の全面撤廃を要求した⁶⁸⁾。しかし、その後中国政情の不安（1930年5月に勃発した中原大戦）、及び日本の遅延策により交渉は中断された。1930年9月中原大戦の見通しがつくやいなや、9月17日に国民政府司法部長王寵惠が、また18日に王正廷が、重光に治外法権撤廃の日本側の用意いかんを尋ねた⁶⁹⁾。だが、日本は依然として、中国との治外法権撤廃交渉を回避し続けていたのである⁷⁰⁾。

1931年3月、日中間の治外法権撤廃交渉はようやく開始され、3月12日重光は王正廷を訪れ、日中間の諸懸案についてまず治外法権撤廃問題から協議すると提議し、治外法権撤廃に関する日本側の提案を王正廷に手付した⁷¹⁾。その提案の大綱は、①治外法権撤廃は漸進的に行う、②日本人の生命財産の完全な保障を得る、③治外法権撤廃の交換条件として日本人に対し内地開放（東三省における日本人の土地商租権及び中国内地雑居権）を認める、というものであった⁷²⁾。この中で日本が特に重点を置いたのは内地開放であった。幣原によれば、日本は「英米其他の列国とは多少立場に差異がある」ためというのである。すなわち、列国は中国において日本ほど重要な利益をもっておらず、また居留民の数も日本とは比較にならないからというのである⁷³⁾。

上記の日本の提案に対し、王正廷は、地理的及び事項別による漸進主義に反対し、日本人の生命財産の保障について、日本国民が他国民より不利益な待遇を受けないという一項を規定すれば十分であると主張した。また、内地開放に関して王正廷は、原則的に同意するが、それは中国と外国との不平等関係を無くしてからのことだと主張した。王正廷によれば、不平等関係、特に租借地及び租界が存在する限り、その関係国の国民に対し内地雑居の権利を認めることはできなかった。というのは、租借地及び租界がその地域に限り、外国人を居住させる趣旨に基づいて設置されたものであり、これら地域の存在と内地開放とは両立し得ざる関係にあるからである。したがって、内地開放は租界や租借地のような特別地域の消滅を前提とすべきであると考えていた。具体的に日本に関して言えば、日本が旅順・大連を中国に返還した後、

中国は日本人に対して中国内地を開放すべきと王正廷は考えていた。ここで王正廷が表明したのは、旅順・大連や満鉄附属地の即時返還ではなく、内地開放のための条件であった⁷⁴⁾。しかし重光葵は、内地開放の前提条件に関する王正廷の表明により、日中関係に強い危機感を抱くことになった。重光は、法権問題がやがては中国における日本の根本的権益に波及し、それにより日中両国関係が重大な危機を迎えるのは必至であるとして、今からその決意と準備を行っておく必要があるとの結論を下した⁷⁵⁾。

ここで重光は、治外法権撤廃交渉の基礎的な方針を検討するために帰国し、次のような意見を外務省首脳に具申し、重光は、中国の国権回収運動は民族解放思想に基くものであり、人為でこれを阻止することは不可能であるとして、この形勢に対処するためには、比較的重要ではない蘇州・杭州の居留地を直ちに中国に返還して、日本の好意を示すことが適当であると主張した。しかし外務省首脳部は、日本の国内情勢より、居留地の返還が実現不可能であるという意見であった。そこで重光は、「蘇州、杭州の居留地返還すら実現できないようでは、日本はこの上シナに対して政策を運用することは不可能である。いわんや形勢の悪化を防ぐことはとうていできないわけである。特に満州の形勢を見、日本の軍部の態度を見れば、早晚衝突は免れないと結論するよりほかはない。それならば政府はその形勢を十分に把握して、対策を講ずるよりほかに残された道はない」との結論を下した。そして重光は、第一に「軍部の態度を慎重にせしめて、満州その他で日シ間の衝突を起さぬように努め、またこれに対する日本の世論を導くこと」、第二に日中間の衝突が起きた場合に日本の立場が国際的に有利になるよう「満州におけるわが権益を排除せんとするシナ側の抗日排日の直接行動について、国際連盟はじめ英米等主要な国にはあらかじめ十分理解せしめておく」こと、「すなわち、今後の日シ関係はわが国際関係の全局上『堅実に行き詰る』ということではなければならない」と提案した。そして、幣原外相も谷正之アジア局長も重光の提案を承認し、「堅実に行き詰まる」ということを日本の方針とした⁷⁶⁾。

重光は、王正廷外交は極めて短期に不平等条約を廃棄して、すべての利権回収を実現しようとするもので、列国との交渉が予定期間内で完了しない場合は、中国は一方的に条約を廃棄し、これらの利権回収を断行するも

のであり、日本に関して言えば、王正廷外交は、満蒙における日本の権益を一律にしかも短期間に回収しようとするものである、と捉えた⁷⁷⁾。つまり、重光によれば、1931年4月王正廷の「革命外交」プログラムの発表により、日本が旅順・大連租借地や満鉄附属地のような満州における日本の特殊権益の即時返還を迫られることになった。したがって、日本が蘇州・杭州のような重要ではない租界を中国に返還しない限り、日中両国関係での緊張状態を打開することができず、日中衝突が免れない、ということであった。

こうした重光の解釈は当該期の日本外交史または日中外交史の研究に大きな影響を与えてきた。既存研究では、重光の判断に基づき、交渉による日中間の妥協または日中関係の打開が不可能だ、とされてきた⁷⁸⁾。果たして王正廷は、満州における日本の権益を即時回収しようとしたのか。また日中衝突は本当に免れないのであろうか。これらについての検討は別稿に譲ることにして、ここで、その見通しに一言ふれておきたい。王正廷は不平等条約撤廃を国民政府外交の究極の目標としながら、その実現を関税自主権の回復、いわば部分的な条約改正から漸進的に図ろうとした。日本に関して言えば、王正廷は、両国緊張の原因となった満蒙問題の即時解決は不可能だと考え、それに手を触れることを望まず、その解決を後回しにして、当面解決可能な問題から両国関係の改善や事態の打開を図ろうとする姿勢を貫いていた。要するに、王正廷も国民政府も不平等条約の即時撤廃、または実力による利権回収の意図はなかった。したがって、重光のように、日本が蘇州・杭州のような重要ではない租界を中国に返還しない限り、日中衝突が免れないと結論するのは難しいと思われる。

6. 「管轄在華外国人実施条例」の公布

1931年3月、治外法権撤廃に関して、英、米、仏、日との交渉が開始されたが、英米は特別地域除外を、日本はそれに加えて内地開放を強く堅持していたため、交渉がなかなか進まなかった。焦慮した王正廷はただ国内向けの宣伝として激しい声明を繰り返すよりほかには何もできなかった⁷⁹⁾。

3月4日王正廷は、「主権を回復し、独立をはかるために、我が国は挙国一致して意志統一をして、最短期間に領事裁判権撤廃の目的を達しなければならない。もし各国から承諾が得られなければ、断乎たる最終手段に出

るのみ」⁸⁰⁾と、治外法権撤廃の決意を記者に表明した。また、13日にも王正廷は、「法権問題は、目下最も関係のある3か国と積極的に交渉中である。……既に十中七八分通りまでにおいて各国とわが国との意見が非常に近い（一致している）が、なおきわめて重要な諸点について双方の意見の隔たりがきわめて大きい。わが方は意志が固く、譲歩することはできない。ただ関係のある各友邦が我が政府と国民の堅い意志を察して、中国の主張を容れ受け入れることを希望する。そうすれば、治外法権撤廃問題を最短期間に完全に解決することができる」⁸¹⁾と、列国の理解を求めている。

そして、3月26日、王正廷は25日の中央政治会議の決議に基づき、英、米、仏、オランダ、ブラジル、ノルウェーの各国の公使または代理者に対し、5月5日前に治外法権撤廃問題の解決を要求し、そのために具体的交渉を速やかに開始したいと督促すると共に、4ヶ条からなる「中国在住各国人訴訟審理整理弁法」を実施する用意があることを通告した⁸²⁾。さらに4月10日、王正廷は治外法権撤廃問題が5月5日の国民会議開会以前に解決できない場合には、法権交渉決裂を宣言して、適当な対策を講ずるであろうと声明した⁸³⁾。

しかし、特別地域除外に関して、英中双方が一致を見ないまま国民会議を迎えた。5月4日王正廷は、イギリス公使に対し、法権問題に関しては最後の一部において妥協できなかったのは遺憾であり、国民政府は国民会議の開会を控え、治外法権撤廃に関してある手段をとらざるをえなくなるが、これまでのイギリスの友好的な態度には満足である、と表明し、内政上の理由による治外法権撤廃交渉停頓への理解をイギリスに求めた⁸⁴⁾。そして、同日に国民政府は交渉停頓を宣言し、国民政府の命令をもって「管轄在華外国人実施条例」を1932年1月1日から実施すべきことを発表した。また、国民会議が5月5日から17日にかけて南京で開催された。9日に不平等条約即時撤廃の宣言発表に関する緊急動議が提出され、13日に本宣言は国民会議本会議において満場一致で可決された。

5月4日に発表された治外法権撤廃に関する交渉停頓宣言の要旨は次の通りである。国民会議開会を目前に控え、国民政府は治外法権撤廃の責任があるにもかかわらず、遂にこれを達成できなかったことを遺憾とする。茲に交渉の不幸停頓を宣言すると共に、「管轄在華外国人実施条例」を公布し、それを1932年1月1日から実施す

ることとする。本条例の目的は中外人民の紛糾を緩和し、相互の良好関係を増進することであり、中国政府と人民はこの趣旨に対する正確な理解を持ち、各国人民の賛同を得ることを深く信ずるものである⁸⁵⁾。

また、同日に発表した「管轄在華外人実施条例」には、外国人は中国法院の管轄を受けること（第2条）、東省特区、瀋陽、天津、青島、上海、漢口、巴県、閩侯、広州、昆明等地の法院に特別法廷を設けること（第3条）、上記の特別法廷に外国人法律顧問を置き、この法律顧問は意見を陳述するのみで、審判に干渉できないこと（第6条）、などが規定されているが、列国が要求した特別地域除外、移審権、外人法官の任用、及び内地開放は言及されていなかった。要するに、この条例は外国人を中国の法の支配下におくことを定めるものの、それを即時実施するつもりはないというのである⁸⁶⁾。

上記の宣言と条例は、1929年12月28日の治外法権撤廃宣言を繰り返したのものであると同時に、一步進めて国民政府の解決条件を提示したのものであるといえよう。

本来、王正廷は不平等条約撤廃に関して、漸進・互譲の精神に基づき平和的交渉によって解決すべきだと主張し、一方的宣言を以て解決しようとするものに反対した。ここで中国がこのような手段に出たのは主に内政上の理由によるものであった。すなわち、国民政府は、1930年11月の国民党4中全会以来、あらゆる機会において、もし国民会議までに中国の希望の通りに円満解決できないときは、一方的に治外法権を撤廃し、外国人管理実施弁法を実施する旨を声明してきたが、列国との交渉が思わしくないまま国民会議の開会が迫ってきたので、対内的の面子上、何とか目に見える形でこの問題を片付けなければならない、というのである。そこで国民政府はかかる宣言を発表し、原則として実施すべく実施条例を公布したのである。要するに、国民政府の本意はこの宣言発表によって治外法権撤廃交渉停頓の責を列国に嫁し、「管轄在華外国人実施条例」の発布を以て国民に対する弁解とする一方で、列国に向かって中国が希望する解決条件を提示すると共に、上記の条件を基礎として列国との交渉を再開し、1931年中に何とかとして治外法権問題を円満に解決しようとする希望を暗示することにあつた。

こうした国民政府の意図は列国側に理解された。例えば、満鉄の『満蒙事情』は「管轄在華外国人実施条例」を次のように評した。

「該条例は、司法院と外交部との共同起草にかかるものを修正したもので、字句を改訂した跡甚だ多く、言葉の配列中にも、今日までの法権交渉による英・米両国等の主張要求が織り込まれて居り、且つ第十二条に於いて、之を即日適用し得るものに非らざる事を明らかにして居ると同時に、現在進行中の各国との法権交渉は、依然として継続し、協定成立後に始めて本条令を実施するものなることが窺はれた。即ちこれに依つて見るも、本条例は徒らに列国の反感を買ふ事なく、国民に対する言訳の爲めにする国民政府の苦心になるものたる事が判る。」⁸⁷⁾

また、アメリカは、治外法権撤廃宣言が既に1929年12月28日に発表されており、今回の宣言の効果は前回と同じと考え、国民政府による交渉停頓宣言と実施条例を重大視しなかった⁸⁸⁾。イギリスのヘンダソン外務大臣は、英中交渉は一時停止したが、イギリスとして各租界除外については、引き続き中国と交渉して円満な解決を図ることを希望すると表明した⁸⁹⁾。

一方、中国の世論は国民政府による上記の宣言と条例を、「偽り、形式的な、自らを欺く」ものとして厳しく非難した⁹⁰⁾。これに対し蒋介石は次のように語った。

「われわれは不平等条約が撤廃されていないことを恐れていない。我々が恐れているのは国内において我々自身がしっかりしないことである。……不平等条約を撤廃するには、……最も重要なのは自ら努力して向上することであり、そうではなければ、宣言を発表しても目的を達することはできない。このたび国民政府の立てた6か年計画が十分に実現できれば、不平等条約撤廃を必ず成功させることができると信じる。」⁹¹⁾

ここで蒋介石は、不平等条約撤廃を不平等条約撤廃宣言の発表により実現できると考えていなかった。蒋介石によれば、国民政府による国家建設計画が順調に実施されれば、6年後に不平等条約撤廃は期待することができるというのである。

その一方、治外法権撤廃に関する交渉停頓宣言が発表されたにもかかわらず、王正廷と関係国との交渉は引き

続き行われていった。治外法権撤廃に関して、王正廷は5月6日に重光葵・日本臨時公使代理、7日にランプソン・イギリス公使との交渉を再開した。5月11日の「外交部記念週」演説において王正廷は、1931年年末までに治外法権撤廃問題を解決するため、関係国との交渉を引き続き行うことを表明するとともに、1932年1月1日から治外法権撤廃問題は司法範囲内の事に属し、それまでに特別法廷の設置、法官の任命、法律顧問の招聘などのようなことも司法部門に属する、と述べており、外交部にとって治外法権撤廃問題はすでに一段落したと示唆した⁹²⁾。

6月5日、王正廷とイギリス公使ランプソンとの間に治外法権撤廃を旨とする条約草案が仮調印された。それは治外法権の撤廃をイギリスが認め、その代償として上海と天津を中国法律の適用からそれぞれ10年間と5年間除外させると中国側が約束したものである。アメリカも同じような条約案を7月に起草した⁹³⁾。しかし、満洲事変の勃発により治外法権撤廃交渉を含む王正廷外交は中断せざるをえなくなった。その後、英米による治外法権の撤廃は1943年のことであった。

7. 治外法権問題と免税特権

以上、治外法権撤廃問題をめぐる中国側の対応を、主に外交部長王正廷の対応に焦点をあてて考察した。では、治外法権撤廃について、なぜ中国側はあれほど強く求めたのか、またはなぜ列国側は強く反対したのか。ここで、その理由について、簡単にふれておきたい。

既存研究では、治外法権問題を司法問題、または政治問題としてとらえてきたが、治外法権問題と経済問題の関係にあまり言及されていない。実際、中国にとって、または列強にとって、中国における治外法権問題は、単に司法または政治問題だけではなく、経済に大きく関わっている問題でもあった。なぜなら、中国に居る外国居留民は治外法権により、免税特権を享有していたからである。要するに、中国で治外法権を享有する外国人（私人及び会社）は、条約等によって既に国家がその納付を受諾している税（関税とその他）、または居留民を監督する地位にある自国領事官憲がその納付を承認する税捐（広義の税）を、中国側に支払う義務がある一方、条約等にも規定なし、または自国領事官憲もその納付を承認していない税捐については、国税と地方税を問わず、すべて支払の義務を有しない、というのである。こうした

中国課税行政権に対する排除は、いわゆる治外法権国人の免税特権である。

上記のような外国人の免税特権は、条約上の根拠として、1858年の清仏『天津条約』第40条に由来したのである。すなわち、同条の後段では、「清国政府より他国に与えた、または与えられるべき一切の権利、特権、免除及び保障は、フランス人もこれを享有すべきものと約束する。これと共に本条約に規定されたものを除き、一切の義務はフランス領事または領事代理並びにフランス国民に課せられざるべきことを了解する」、と規定されている⁹⁴⁾。

ここでの「義務」は、一切の税捐を含むべきであり、したがって、条約により決められた関税等を除き、原則として、中国におけるフランス人は何らかの中国課税権に服する要はない、と解釈されてきた。フランス以外の列国は、その最恵国待遇条項を援用して上記のような免税特権を享有することになった。

ここで問題となるのは、治外法権に基づく免税特権により、中国での外国人（私人と会社）が、特殊の場合を除き、所得税、営業税、鑛区税などのような中国税法の適用を免れたということである。結局、中国側は関税自主権を回収したにもかかわらず、外国人に課税することもできないし、民族資本・工業を十分保護する役割を果たすこともできない状態に置かれた。したがって、治外法権に基づく税特権により、中国は国家体面の上より、莫大な経済損害を受けることになった。

このことについて、外交部長王正廷は、はっきり認識しており、次のように述べている。

「現在、多くの人々は、領事裁判権撤廃は政治問題であり、経済問題ではないと考えている。私によれば、これは非常に間違えた認識である。なぜなら、領事裁判問題は表面から見ると、政治問題のようなことであるが、実質的には経済問題だからである。……列強が領事裁判権撤廃に応じないのは、実際に経済問題にかかわっているのである。というのは、列強は領事裁判権で自国商人が中国政府に税金を少なく納め、または完全に支払うことを保護しているからである。……したがって、我々は中国の工業・商業を発展させるために、中国における領事裁判権を撤廃しなければならない。」⁹⁵⁾

治外法権問題は単に政治問題だけではなく、経済問題でもあるとの認識は、王正廷の考えの特徴であった。故に、王正廷は関税自主権の回復に続いて、治外法権の速やかな撤廃を図ろうとした。また、そのため、中国側が治外法権の撤廃を強く求めるにもかかわらず、列国側はなかなか応じなかったのである。

おわりに

以上、本稿では、満州事変までの治外法権撤廃問題を外交部長王正廷と国民政府の最高実力者蒋介石の対応に焦点をあて、これまでの通説的イメージを再検討しようと試みた。その結果、本稿では主に以下のことを示すことができた。

第一に、従来の研究では、中国側は終始強硬な外交姿勢をもって治外法権の即時・無条件撤廃を図ろうとした、と評されてきた。しかし本論文で分析したように、王正廷も蒋介石も、中国国内の高揚したナショナリズム、および複合的性格をもつ国民党政権内諸勢力の対立状況の中にありながら、治外法権の速やかな撤廃をはかる一方、治外法権の即時・無条件撤廃、または実力による治外法権撤廃や利権の回収の意図はなかった。なぜなら、中国国内の状況、および中国を取り巻く現実の国際状況から見れば、治外法権を含む不平等条約の即時・無条件撤廃は不可能だ、と両者は考えているからであった。

第二に、従来の研究では、治外法権問題を単に司法問題または政治問題として評してきた。しかし本論文で分析したように、中国における治外法権問題は単に司法または政治問題だけではなく、中国および治外法権を享有する列国の経済利益にかかわっている経済問題でもある。治外法権撤廃に対する中国と列国の態度を検討するには、この点を念頭におく必要がある。

注

- 1) 治外法権問題を論じたものとして、Wesley R. Fishel : The End of Extraterritoriality in China, University of California Press (1952). Shizhang Hu : Stanley K.Honbeck and the Open Door Policy 1919-1937, Greenwood Press (1995). 李恩涵 : 北伐前後的「革命外交」(1925-1931), pp.147-277, 中央研究院近代史研究所, 台北 (1993). 副島昭一 : 中国における治外法権撤廃問題, 和歌山大学教育学部紀要, 29, pp.31-40 (1980). 同 : 中

- 国の不平等条約撤廃と「満州事変」, 古屋哲夫編 日中戦争史研究, pp.179-235, 吉川弘文館, 東京 (1984). 同: 「満洲国」統治と治外法権撤廃, 山本有造編 「満洲国」の研究, pp.131-155, 京都大学人文科学研究所 (1993). 酒井哲哉: 「英米協調」と「日中提携」, 近代日本研究会編 年報・近代日本研究11 協調政策の限界, pp.61-92, 山川出版社, 東京 (1989). 小池聖一: 「治外法権の撤廃」と「治安維持」—満州事変前後の「連続性」に関する一考察, 広島平和科学, 18, pp.87-111 (1995). 高光佳絵: アメリカ外交における中国治外法権撤廃問題と互惠通商協定, 史学雑誌, 110 (9), pp.1-31 (2001), などがある.
- その中で, 高光佳絵氏は治外法権撤廃問題を米中互惠通商協定と関連して論じているが, 治外法権による外国人の免税特権については, 分析していない.
- 2) 銭泰: 中国不平等条約之縁起及其廢除之經過, pp.85-86, 国防研究院, 台北 (1961)
 - 3) 副島昭一: 中国における治外法権撤廃問題, 前掲書, pp.31-40
 - 4) 中国社会科学院近代史研究所『近代史資料』編輯室主編・天津市歴史博物館編輯: 秘笈録存, pp.153-181, 中国社会科学院出版社, 北京 (1984)
 - 5) 同上書, pp.431-432
 - 6) 程道德・鄭月明・饒戈平編: 中華民国外交史資料選編 (1919-1931), pp.259-262, 北京大学出版社, 北京 (1985)
 - 7) クリスマス・メッセージについての研究には, 河合秀合: 北伐へのイギリスの対応—「クリスマス・メッセージ」を中心として—, 細谷千博・斎藤真編ワシントン体制と日米関係, pp.157-189, 東京大学出版会, 東京 (1978), がある.
 - 8) The Secretary of State to the Charge in China, Jan.25, 1927.FRUS, 1927, II, pp.350-351. アメリカの新政策については, Dorothy Borg: American Policy and the Chinese Revolution, 1925-28, pp.242-266, MacMilan, New York (1947) がある.
 - 9) 中国第二歴史档案館編: 中華民国史档案資料彙編第5輯第1編外交(1), pp.35-41, 江蘇古籍出版社, 南京 (1994)
 - 10) 譚延闓・蔡元培: 關於外交問題的提案, 吳梅東編 蔡元培文集—卷6・政治 經濟, pp.492-495, 錦繡出版, 台北 (1995)
 - 11) 蒋介石: 北伐成功後最緊要的工作, 秦孝儀主編 先總統蔣公思想言論總集 卷十演講 中華民國 13年-21年, pp.332-340, 中国国民党中央委員会党史委員会, 台北 (1984)
 - 12) 王正廷著・竹内克己訳: 近代支那外交史論, 著者の序, pp.1-6, 中日文化協会, 大連 (1929)
 - 13) 王正廷: 近二十五年中国之外交, 吳天放編 王正廷近言録, pp.127-155, 均益利国聯合印刷公司, 上海 (1933) (中国社会科学院近代史研究所所蔵)
 - 14) 王正廷: 過去一年中外交工作之回顧, 同上書, pp.95-102
 - 15) 張秀哲: 国民政府の外交及外交行政, pp.283-287, 日支問題研究会, 東京 (1935)
 - 16) 拙稿: 日中通商航海条約改正交渉と王正廷, 情報文化研究, 17, pp.61-91 (2003)
 - 17) 同上.
 - 18) 晨報: 王正廷对改約意見, 1925年7月14日
 - 19) 前掲: 近代支那外交史論, pp.162-163
 - 20) 王正廷: 外交力量与廢除不平等条約, 前掲 王正廷近言録, pp.45-49
 - 21) 王正廷: 團結内力与外交成敗, 同上書, pp.33-36
 - 22) 王正廷: 撤廢領事裁判權之過去及未来, 同上書, pp.171-178
 - 23) 王正廷: 團結内力与外交成敗, 前掲 王正廷近言録, pp.33-36. 王正廷: 一年以来外交經過及今後方針, 同書, pp.73-76. 王正廷: 外交部為弃理廢除不平等条約交涉情形的呈文, 前掲 中華民国史档案資料匯編 第5輯第1編外交(1), pp.47
 - 24) 王正廷: 對外集中觀點对内集中精神, 前掲 王正廷近言録, pp.59-61
 - 25) 国民政府外交部: 国民政府近三年来外交交涉經過 紀要, pp.90-113, 外交部, 南京 (1929)
 - 26) 陳志奇輯編・国立編訳館主編: 中華民国外交史料彙編(6), 0662文書, pp.2432-2434, 渤海堂文化公司, 台北 (1996)
 - 27) 同上書, 0671文書, pp.2483-2492, Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, Vol. II, pp.599 (1930)
 - 28) 前掲: 中華民国外交史料彙編(6), 0673文書, pp.2497-2498
 - 29) 治外法権撤廃に関する列国の回答, 満鉄調査時報, 9 (9), pp.1-7 (1929)
 - 30) 前掲: 中華民国外交史料彙編(6), 0674文書, pp.2499-2503
 - 31) 大公報: 王正廷論外交前途, 1929年9月24日, 大公報: 時局与外交, 1929年10月19日
 - 32) 前掲: 中華民国外交史料彙編(6), 0677文書, pp.2508-

2509. 大公報, 1929年11月8日
- 33) 大公報, 1929年11月8日
- 34) 大公報:張我華談外交各案, 1929年11月16日
- 35) 一週間国内外大事述評・外交各案, 国聞週報, 6 (45), pp.9 (1929), 大公報, 1929年11月11日
- 36) 前掲: 中華民国外交史料彙編(6). 0680文書, pp. 2513
- 37) 李恩涵: 前掲書, pp.182. Documents, II/VIII, No.138, Record by Sir V. Wellesley of A Con-versation with Dr. Sze (Nov.25,1929), pp.209
- 38) 李恩涵: 前掲書, pp.234-235. 一週間国内外大事述評・中美法權談判, 国聞週報, 6 (50), pp.12 (1929)
- 39) Wesley R. Fishel: Op.cit. pp.171
- 40) 大公報: 王正廷談外交, 1929年12月24日
- 41) 前掲: 中華民国史档案資料匯編 第5輯第1編外交(1), pp.52
- 42) 同上書, pp.52-53
- 43) 副島詔一: 中国における治外法權撤廃問題, 前掲書, pp.31-40
- 44) 王正廷: 撤廃領事裁判權之過去及未來, 前掲 王正廷近言録, pp.171-178
- 45) 李恩涵: 前掲書, pp.193, pp.244-245
- 46) 李恩涵: 前掲書, pp.195-196, pp.245-246
- 47) 鮑静安編: 12月份外交大事記・法權交渉, 外交部公報, 3 (8), pp.194 (1930), 一週間大事彙述・法權交渉進行, 中央週報, 133, pp.20 (1930)
- 48) 年末年初に於ける国民政府の対外交渉, 滿蒙事情, 112, pp. 1-19 (1931)
- 49) 1929年10月4日重光総領事より幣原外務大臣宛電報第1174号, 日本外務省外交史料館外務省記録(以下, 外務省記録と略) A.2.1.0.C-1, 支那ノ対外政策關係雜纂(松本記録), pp.113-114
- 50) 在南京朱光沐より臧式毅宛電報(發電日不明), 同上書, pp.273-274
- 51) 1930年12月7日王家楨より在ハルビン李徳言宛電報, 日本外務省外交史料館所蔵外務省記録(以下, 外務省記録と略) A.6.1.0.5.蜜電情報關係一件, pp.125-126
- 52) 中央日報: 蔣主席演講取消不平等條約問題, 1931年4月15, 16, 17日
- 53) 大公報: 王正廷談外部將發表一年來外交經過, 1930年12月20日
- 54) 中央日報: 王正廷昨在中央記念週報告, 1931年2月10日, 一週大事彙述・外交方針与領判權, 中央週報, 141, pp.16-17 (1931)
- 55) 前掲: 中華民国外交史料彙編(6), 0702文書, pp.2645-2647
- 56) 中央日報: 法權交渉, 1931年2月19日, 大公報: 法權交渉争点, 1931年2月22日, 大公報: 中英談判一波三折, 1931年4月20日
- 57) 1931年2月27日王家楨より張学良宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5, pp.204-205
- 58) 王正廷: 過去一年中外交部工作之回顧, 前掲 王正廷近言録, pp.95-102
- 59) 列国の対支法權開始気運動く, 滿蒙事情, 114, pp.14-23 (1931)
- 60) 胡漢民氏監禁問題と其の対内外影響, 滿蒙事情, 114, pp. 1-13 (1931), 列国の対支法權交渉開始気運動く, 滿蒙事情, 114, pp.14-23 (1931)
- 61) 中華民国外交問題研究会: 国民政府北伐後中日外交關係, pp.38-40, 中国国民党中央委員会党史委員会, 台北(1995), 亜細亜局第一課: 最近支那關係諸問題摘要(第五十七議會要) 第4卷, pp.383-386(日本外務省外交史料館所蔵外務省記録)
- 62) 前掲: 国民政府北伐後中日關係, pp.54-59
- 63) 外務省記録A.1.1.0.10.帝国ノ対外交政策關係一件 第2卷, pp.260-267
- 64) 外務省編: 日本外交文書 昭和期I第1部第3卷, 649文書の付記1, 2, pp.824-832
- 65) 大公報: 張繼談日本之行, 1929年10月2日
- 66) 1929年10月20日在上海重光総領事より幣原外務大臣宛電報第1219号, 日本外交文書 昭和期I第1部 第3卷, 655文書, pp.837-844, 1929年10月21日同第1221号, 同書, 656文書, pp.844-845
- 67) 1930年3月18日在中国重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第318号, 日本外交文書 昭和期I第1部第4卷, 311文書, pp.426-427
- 68) 大阪朝日新聞, 1930年4月15日, 日支関稅協定の其の後と治外法權問題の交渉開始に就て, 滿蒙事情, 103, pp.24-29 (1930)
- 69) 日本外交文書 昭和期I第1部第4卷, 761, 762文書, pp.426-427
- 70) 外務省条約局第二課: 条約局調査(第五十九回帝国議會参考資料), pp.99-105 (1930)(日本外務省外交史料館所蔵外務省記録),
- 71) 鮑静安編: 3月份外交大事記・法權交渉, 外交部公報, 3

- (11), pp.169-171 (1931)
- 72) 列国の対支法権交渉開始気運動く。満蒙事情, 114, pp.14-23 (1931). 列国との法権交渉遂に停頓決裂す。満蒙事情, 115, pp.27-35 (1931). 大公報: 日使重光談話否認日提対案, 1931年3月16日. 大阪朝日新聞, 1931年3月16日, 同3月22日夕刊. 大公報: 対日法権交渉 天流, 1931年5月1日
- 73) 地方長官会議に於ける幣原外務大臣演説. 日本外交文書 昭和期 I 第1部第5巻, 80文書, pp.90-98
- 74) 1931年3月28日在中国重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第335号, 日本外交文書 昭和期 I 第1部第5巻, 381文書, pp.413-416
- 75) 1931年4月1日在中国重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第346号, 日本外交文書 昭和期 I 第1部第5巻, 384文書, pp.425-428
- 76) 重光葵: 外交回想録. pp.106-108, 日本図書センター, 東京 (1997)
- 77) 同上書, pp.104-105. 重光葵: 昭和の動乱 上巻, pp.47-49, 中央公論社, 東京 (1952)
- 78) 今井精一: 幣原外交における政策決定. 年報政治学対外政策の決定過程, pp.92-112, 有斐閣, 東京 (1959)
- 79) 宇野重昭: 中国の動向. 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編 太平洋戦争への道 第2巻, pp.189-288(pp.251), 朝日新聞社, 東京 (1987年版). 関寛治: 満洲事変前史 (1927年—1931年). 同書 第1巻, pp.285-440 (pp.348)
- 80) 中央日報: 王正廷対本報記者談撤消領判権, 1931年3月4日
- 81) 中央日報: 王正廷昨対記者談話, 1931年3月14日. 大公報: 王正廷縦談外交, 1931年3月14日
- 82) 列国との法権交渉遂に停頓決裂す。満蒙事情, 115, pp.27-35 (1931). 大西齋: 治外法権問題の展望. 外交時報, 633, pp.34-35 (1931)
- 83) 鮑静安編: 4月份外交大事記・王部長4月10日在招待新聞記者席上談話. 外交部公報, 3 (12), pp.202-204 (1931)
- 84) 大公報: 法権宣告停頓後, 1931年5月6日
- 85) 前掲: 中華民國外交史料彙編 (6), 0706文書, pp.2656-2657
- 86) 同上書, 0705文書, pp.2653-2655
- 87) 法権交渉停頓宣言の発布と列国の態度. 満蒙事情, 116, pp.1-11 (1931)
- 88) 大公報: 法権宣告停頓後, 1931年5月6日
- 89) 鮑静安編: 5月份外交大事記・法権問題. 外交部公報, 4 (1), pp.105-108 (1931)
- 90) 大公報: 外交現状之感言, 1931年5月6日
- 91) 大公報: 国民會議緊急會議宣言廢除不平等条約蔣演説第一要自己能自立, 1931年5月10日
- 92) 中央日報: 王正廷在外交部記念週報告, 1931年5月12日
- 93) 李恩涵: 前掲書. pp.210-212, 256-260. 入江昭: 極東新秩序の模索. pp.265, 原書房, 東京 (1968). Edmund S.K.Fung: The Diplomacy of Imperial Retreat: Britain's South China Policy, 1924-1931. Oxford University press, HongKong, pp.224 (1991)
- 94) 王鉄崖編: 中外旧約章彙編. 第1冊, pp.112, 生活・読書・新知三聯書店, 北京 (1982年版)
- 95) 王正廷: 工商与外交. 前掲 王正廷近言録, pp.85-93